

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年5月10日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 10 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	復水・給水系第5給水加熱器(B)入口復水温度において、熱電対断線による計算機検出器故障警報が認められたため、当該検出器を点検補修。	G	
2	1号機	主復水器連続洗浄装置(C2)ボール注入元弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検補修。	G	
3	1号機	原子炉建屋排風機(B)において、逆流防止ダンパーの不具合(機構部一部破損及び連結部の緩み)が認められたため、当該ダンパーを点検修理。	G	
4	2号機	試料採取系低圧復水ポンプ出口溶存酸素計において、高レンジ指示値に精度外が認められたため、当該計器を交換。	G	
5	2号機	廃棄物処理補機冷却系冷却水ポンプ吐出側ドレン弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検補修。	G	
6	2号機	タービン補機冷却系電動駆動原子炉給水ポンプ(A)用電動機空気冷却器ドレン弁において、銘板及びナットなしが認められたため、当該銘板及びナットを取付。	G	
7	2号機	残留熱除去機器冷却海水系ポンプ(A側)出口ストレーナ差圧計において、均圧弁取付部よりリークが認められたため、当該部を点検補修。	G	
8	2号機	第19回定期事業者検査「蒸気タービン開放検査(その1)」要領書の検査記録において、検査部位の記載漏れが認められたため、当該検査記録を訂正。	G	
9	2号機	原子炉隔離時冷却系タービン速度制御装置点検時、構成部品に不具合(速度ピックアップに断線)が認められたため、当該部品を交換。	G	
10	2号機	高圧復水ポンプ(B)軸受箱振動計点検時、不具合(振動計ケーブル断線)が認められたため、当該ケーブルを点検補修。	G	